

## よくある質問 (Q&A)

### (留守家庭を理由とした就学指定校変更)

Q どのような家庭を想定した就学指定校変更ですか。

A 留守家庭（小学生の登下校時※1 に、18歳以上の方がいない家庭）を理由とした就学指定校変更は、保護者の就労等のため、登下校時に児童が保護者の親族の居所や、保護者の勤務先から通学するため、その学区の学校へ指定校を変更するものです。

※1 登校時刻は午前8時、下校時刻は午後4時とします。

Q 事前相談は必要ですか。

A 電話、メール等での事前相談をお願いいたします。市ホームページに事前相談シートを掲載しておりますので、ご確認ください。

Q 預かり先は祖父母等の親族に限りますか。

A 限りませんが、預かり人になる方は「登下校時に保護者の代わりに預かることができ、急病や災害等の緊急事態において学校から引き取り要請があった場合についても、責任を持って引き取り、預かることができる方」としており、預かり人になる方への確認をお願いしております。

Q 祖父母と同居しているが、高齢で、子どもを預けるのが負担になります。他に預かり人がいるので、指定校変更できますか。

A 留守家庭とみなすことができないため、変更はできません。ご家庭での監護をお願いいたします。また、次のような例も留守家庭とみなしません。

例：自宅で内職をしている。

子の母親は専業主婦だが、実母（別居）の介護にほぼ毎日出かけている。

ただし、どうしても監護ができない状況であれば、ご相談ください。

Q 我が家は自営業で、自宅兼事務所となっています。指定校変更できますか。

A 留守家庭とみなすことができないため、指定校変更できません。ただし、どうしても監護ができない状況であれば、申出書を提出してください。

Q 申請する時は就職予定となりますが、いつから指定校変更できますか。また、申請はいつ行えばよいですか。

A 就労証明書の「就職日」を確認し、その日付以降で指定校変更ができます。就労証明書の「就職日」は就職予定日を含むため、事前の申請も可能としております。

Q 朝の時間帯は留守家庭を理由とする指定校変更を利用し祖父母宅に子どもを預け、放課後は児童クラブを利用したいです。児童クラブと併用できますか。

A 市に届出をしていない民設の児童クラブのみ、併用を可能としています。公設の児童クラブ及び市に届出をしている民設の児童クラブは併用できません。

Q 一度申請すれば卒業まで変更できますか。

A 制度の許可期間は申請年度末までとなります（例：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）。毎年度申請をしていただくことが必要になります。

ただし、5年生以降は小学校卒業まで変更できます。